

大阪府がん登録における情報の提供等に関する事務処理要領

（目的）

第1条 本要領は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）に基づき、大阪府がん登録における情報の提供等に関する事務を適切かつ円滑に実施することを目的とする。

（運用体制）

第2条 府は、情報の提供依頼申出者に対する一元的窓口機能として、申請を取りまとめ、それぞれの情報について知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織（以下「窓口組織」という。）を設置する。

2 法24条第1項に規定される知事の権限及び事務の委任を行った場合は、当該委任を受けた者において窓口組織を設置する。

3 窓口組織は、情報の保護等について、全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル等に基づき適切に業務を行うものとする。

（情報及び定義情報等の把握、整備）

第3条 窓口組織は、情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、当該機関内における情報及び定義情報等の存在の有無及び所在とその保管状況を把握し、様式1により情報の管理リストなどを整備、作成するものとする。

2 前項に規定する保管状況等の把握は、事前相談や申出受理等の都度行うものとする。

（事前相談への対応）

第4条 窓口組織は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡及び相談等があった場合、法の趣旨及び提供を申し出ることができる者、審査基準、大阪府がん対策推進委員会がん登録等部会（以下「審議会」という。）への諮問を含む審査、利用の制限（秘密保持義務、利用期間及び提供可能な情報）並びに安全管理義務等について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行う。なお、法第21条第8項又は第9項の規定に基づく申出については、条例で定める手数料が発生する旨を説明し、必要に応じて手数料額を算出して提示するものとする。また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についての事前相談にも対応するよう努めるものとする。

（提供依頼申出者からの申出文書の受付）

第5条 提供依頼申出者（法第20条に係る申出を除く。）は、情報の提供を求める場合、提供を求める情報の種類に応じて、様式2-1による申出文書を、窓口組織に提出するものとする。

- 2 法第 20 条に係る提供依頼申出者は、様式 2－2 による申出文書を、窓口組織に提出するものとする。

(情報の提供依頼申出者)

第 6 条 情報の提供を申し出ることができる者は次に掲げるものとする。

- 一 法第 18 条第 1 項各号に規定される者
- 二 法第 19 条第 1 項各号に規定される者
- 三 法第 20 条に規定される者
- 四 法第 21 条第 8 項及び第 9 項に規定される者

2 前項第四号に掲げる者については、以下に留意すること。

- 一 大学や研究機関に所属する研究者、製薬企業をはじめとする民間事業者等による業務について、その成果をがん医療の質の向上に資する形で遅滞なく社会に還元する場合に、予防や生存率向上に関する調査、医薬品や医療機器の創出又は改善に資する調査、研究又は開発等を目的とした利用が可能である。
- 二 特定の商品、役務、顧客に資する業務（例、組織内部の業務上の資料、特定の顧客に対する資料）のみでは、相当の公益性を有するものとは認められない。
- 三 成果物の一部のみを広く公表し、その他の成果物を特定の商品、役務、顧客に資する業務のみに用いることは、相当の公益性を持つ利用として認められない。
- 四 法第 20 条並びに第 21 条第 8 項及び第 9 項に規定されている目的の研究である場合には倫理審査が必要であるため、内部に倫理委員会を設置していない事業者等は、大学や研究機関等の外部組織に倫理審査を依頼すること。

(提供依頼申出者と利用目的等の関係)

第 7 条 提供依頼申出者別に、提供を申し出ることのできる情報等については、別表 1「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

(申出時に必要な添付書類等)

第 8 条 申出時に必要な添付書類等の留意事項は次のとおりとする。

- 1 提供の申出に係る調査研究の目的が、法第 18 条及び第 19 条に基づく、「都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究」のための場合
 - 一 当該情報を利用して実施する調査研究が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類（様式 3）を添付する。
- 2 提供依頼申出者が、前項の目的のため、行政機関若しくは地方独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは地方独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者（第 18 条第 1 項第 2 号及び第 19 条第 1 項第 2 号）に該当する場合
 - 一 調査研究等の委託等に係る契約書等の写しを添付する。
 - 二 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しを

添付する。

三 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、様式4-1を提出することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後は速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

3 提供の申出に係る調査研究の目的が、法第21条第8項及び第9項に基づく、「がんに係る調査研究」に該当し、実績を示すことが必要である場合

一 実績を示すことが必要である場合（法第21条第8項）

提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがんの医療の質向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類（例：学術論文、報告書等）を添付する。

4 提供依頼申出者が、調査研究の一部を委託する場合は、以下の書類を添付するものとする。

一 委託に係る契約書の写し

二 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し

三 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、様式4-2を添付することで、委託契約書や覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

（同意について）

第9条 がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報の提供を受ける場合、法第21条第8項第4号に基づき、生存者については、当該がん罹患した者から都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ている必要があるため、書面等の形式で適切に同意を得ていることが分かる書類を添付するものとする。なお、当該情報のオプトアウトによる第三者提供は認めていない。ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の「第4章 第9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受けられる場合の手続等」に準じることとし、その旨が分かる書類を併せて添付するものとする。

なお、同意書には、以下の内容が記載されているものとする。

一 全国がん登録の説明

二 当該調査研究のため、がん罹患した場合には、当該調査を行う者が、対象者の全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けること。

(申出文書の形式点検)

第 10 条 窓口組織は、提供依頼申出者から申出書を受領した場合、様式 5-1 により形式点検を行うものとする。

(申出文書の審査)

第 11 条 前条の形式点検により、申出文書が点検内容に適合した場合は、審議会において、本事務処理要領別添の「情報の提供の審査の方向性」(以下「審査の方向性」という。)を参考に様式 5-2 により内容の審査を行うものとする。但し、法第 20 条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、窓口組織が前条の形式点検を行ったうえで、知事が必要と判断する場合のみ審議会の意見を聴くものとする。

2 知事は、当該都道府県がん情報又は当該都道府県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は提供の決定について、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、当該都道府県に係る匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、審議会の意見を聴くものとする。

(審議会への立会いについて)

第 12 条 審議会は、申出文書を基に審査を行うが、申出内容が専門的であるなどの事情により、申出文書に記載されている内容だけでは十分に審査ができないとされる場合等においては、提供依頼申出者の立会いを依頼できる。

2 審議会は、必要があると認める場合には、提供依頼申出者に対し、資料の追加・修正を求めた上で、再度審査を行うことができる。

(申出文書等の記載事項の変更)

第 13 条 提供依頼申出者は、申出文書等の記載事項に変更が生じた場合、変更点及び変更理由を記載した情報の提供依頼変更申出文書(様式 2-4)及び変更後の記載事項がある様式について改めて提出するものとする。

2 窓口組織は、前項の提出があった場合、知事に報告し、知事は必要に応じて審議会に意見を聴くこととする。

3 窓口組織はこれらの変更について適正に管理を行うものとする。

(審査結果の通知)

第 14 条 知事は、審議会の開催後、申出を応諾した場合は、速やかに提供依頼申出者に対し、応諾通知書(様式 6-1)による通知を行うものとする。申出事項を変更し、又は、条件を付して提供を決定した場合には、その事項も併せて通知するものとする。

2 知事は、審議会の開催後、申出に応諾しない場合は、速やかに提供依頼申出者に対し、不応諾通知書(様式 6-2)による通知を行うものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、病院等への提供に該当する申出の場合、窓口組織による形式点検を踏まえ、速やかに提供依頼申出者に対し、提供通知書（様式6－3）による通知を行うものとする。

（情報及び定義情報等の提供）

第15条 前条に規定する通知をした後、窓口組織は、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。

- 2 都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、都道府県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施するものとする。
- 3 窓口組織は、情報の提供にあたっては、利用者に対し、法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条までの規定により、情報の保護等に関する制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。

（手数料の受領と通知）

第16条 窓口組織は、法第21条第8項又は第9項の規定に基づき提供申出された情報の電子媒体転写分の作成に実際に要した時間等に応じて、提供依頼申出者に対して、次の各号に掲げる手数料の合計額を通知し、請求するものとする。

- 一 情報の電子媒体転写分の作成に要する時間一時間までごとに5,800円
- 二 情報の電子媒体転写分を記録する電子媒体の規格に応じて、一枚につき100円又は120円
- 三 前号の電子媒体の送付に要する費用の額

- 2 窓口組織は、前項の規定により請求した手数料の受領後、情報の提供を行うものとする。
- 3 窓口組織は、第1項の規定により納められた手数料を、法第24条第1項に規定される知事の権限及び事務の委任を行った場合は、当該委任を受けた者の収入として処理するものとする。

（調査研究成果の公表前の確認）

第17条 知事は、利用者に対して、法第36条に基づき、利用者に対して、調査研究成果の公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告を依頼する。

- 2 前項の報告があった場合、窓口組織は主に以下の点について確認し、知事は必要に応じて、審議会の意見を聴き、その成果の公表により識別又は推定をすることのできるがん罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。
- 一 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと。
 - 二 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと。

三 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること。

(情報の利用期間中の利用者への対応)

第 18 条 知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。(法第 36 条)

2 知事は、前項の報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法及び利用規約に基づき必要な対応を行うものとする(法第 37 条)。なお、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(情報の利用期間終了後の処置)

第 19 条 利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものについて、提供を受けた情報の定義情報等については、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、情報を取り扱う PC 等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり電子媒体自体を粉碎したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、廃棄処理報告書(様式 7)により、窓口組織に報告するものとする。

2 知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者に情報の取扱いに関する報告をさせる等により確認するものとする。

3 知事は、前項による報告により、問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする(法第 37 条)。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査を行うなどするものとする。

(利用実績の報告)

第 20 条 利用者は、当該利用期間(申出文書に記載した利用期間)の終了後に、提供を受けた情報の利用実績について様式 8 により報告を行うものとする。

(提供状況の厚生労働大臣への報告及び公表)

第 21 条 知事は、法第 42 条に基づき、厚生労働大臣の求めに応じ、法第 2 章第 3 節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うとともに、情報提供の状況を公表するものとする。

(法施行前の情報に係る取扱い)

第 22 条 知事は、法第 22 条第 1 項第 1 号に規定される情報の提供等について、第 2 条から第 19 条まで及び第 20 条の公表についての規定を準用し取り扱うものとする。

(その他)

第 23 条 この要領に定めるものの他、大阪府がん登録における情報の提供に関する事務処理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

1 施行期日

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 1 月 2 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 1 月 20 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 11 月 29 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 8 月 18 日から施行する。

2 経過措置（平成 31 年 1 月 1 日施行）

申出に係る調査研究が、法の施行日（平成 28 年 1 月 1 日）前に、当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の第 9 条の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の都道府県がん情報が提供されることについての同意は必要としない。

一 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が 5 千人以上である場合

二 がんに係る調査研究を行う者が、施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であることにより、同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合

三 がんに係る調査研究を行う者が、調査研究の対象とされている者の同意を得ることで、調査研究の結果に影響を与えることにより、円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合

なお、窓口組織は、第 2 号及び第 3 号の認定を受けようとする提供依頼申出者から提供の申出を受け付けた場合、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、知事へ報告し、当該研究への情報の提供に係る審査を審議会で行うものとする。

3 経過措置（令和 4 年 11 月 29 日施行）

令和 5 年 3 月 31 日までの間、改正前的大阪府がん登録における情報の提供等に関する事務処理要領の様式により提出されている申請書等の書類は、改正後的大阪府がん登録における情報の提供等に関する事務処理要領の様式により提出されたものとみなす。

4 経過措置 （令和6年6月14日施行）

令和7年3月31日までの間、改正前の大阪府がん登録における情報の提供等に関する事務処理要領の様式により提出されている申請書等の書類は、改正後の大阪府がん登録における情報の提供等に関する事務処理要領の様式により提出されたものとみなす。

5 経過措置 （令和7年8月18日施行）

令和8年6月30日までの間、改正前の大阪府がん登録における情報の提供等に関する事務処理要領の様式により提出されている申請書等の書類は、改正後の大阪府がん登録における情報の提供等に関する事務処理要領の様式により提出されたものとみなす。

別表 1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考
○国立がん研究センターを含む、国の他の行政機関及び独立行政法人 ○国の行政機関若しくは独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として省令第 19 条で定める者	国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	全国がん登録情報又は特定匿名化情報	第 17 条	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第 21 条第 3 項、第 4 項、第 8 項及び第 9 項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○当該都道府県が設立した地方独立行政法人 ○当該都道府県若しくは上記地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として当該都道府県知事が定める者	当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報	第 18 条	
	当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であつて、当該都道府県の住民であつた者に係るもの	第 21 条第 1 項	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第 21 条第 3 項、第 4 項、第 8 項及び第 9 項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ

○市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人 ○当該市町村又は上記地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち当該市町村に係る情報又はこれに係る特定匿名化情報	第 19 条	
	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	第 19 条第 1 項の規定により提供を受けることが出来る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該市町村の住民であった者に係るもの	第 21 条 第 2 項	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第 21 条 第 3 項、 第 4 項、 第 8 項及び 第 9 項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○がんに係る調査研究を行う者	がんに係る調査研究を行うため	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第 21 条 第 3 項、 第 4 項、 第 8 項及び 第 9 項	
○病院等の管理者	当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため	当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（生存確認情報及び附属情報に限る）	第 20 条	

利用者に国外に在外者を含む場合(※1)、 ①及び②を満たす者 ①国外の利用者が、法第18条第1項第2号に該当するいずれかであること ・都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人から都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者 ・都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人と共同してがんに係る調査研究を行う者 ②国外の利用者の所属機関が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関(※2)であること。	がんに係る調査研究を行うため	匿名化が行われた都道府県がん情報(※3)	第17条 第18条	
--	-----------------------	-----------------------------	----------------------	--

(※1) 国外に在る者を含む場合とは、情報利用時に利用者が国外に在住していること若しくは利用場所又は所属する組織が国外に所在することを意味する。

(※2) 国外の公的機関から承認等を受けた研究を行う組織も含む。

(※3) 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないものに限る。

要件を満たしていても、非匿名化情報(全国がん登録情報及び都道府県がん情報)を利用することはできない。

また、第18条以外の規定による情報の提供依頼申出や、当該要件を満たさない場合においては、がん登録推進法や個人情報保護法といった国内法の国外利用者への域外適用の実効性が十分に担保できないことを考慮して、情報の提供依頼申出はできない。

様式 1

都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報の管理リスト関係

情報名	罹患年次	情報確定年月日	定義情報等			提供可否/根拠	提供依頼申出者
			データレイアウト	コード表	備考		
例) 都道府県がん情報年次確定集約情報（登録情報）	2016 年	2018 年 12 月 日	有 (別紙)	有	最終生存確認日は 2016 年 12 月 31 日	第 18 条、第 21 条	
例) 特定匿名化情報	2016 年	年 月 日	有	有	最終生存確認日は 2016 年 12 月 31 日		
例) 病院等への提供情報	2016 年	年 月 日	有	有	最終生存確認日は 2016 年 12 月 31 日	第 20 条	

別紙 登録情報

項目 番号	項目名（ヘッダ）	データ型	最長桁数	備考（※1：コード定義あり※2：がん 死亡者情報票のみの登録を含む）
1	行番号	数値型	10	ファイル内で1から連番
2	提供情報患者番号	数値型	10	ファイル内で新たに採番する患者番号
3	多重がん番号	数値型	3	0:多重がんなし 1以上:多重の順
4	性別	文字列型	1	0:男女の診断 1:男の診断 2:女の診断
5	診断時年齢	数値型	3	集約診断日－集約生年月日にて算出、999：年齢不明 原則年齢は5歳階級での提供とする。
6	診断時年齢（小児用）	数値型	28	月齢、9999：年齢不明、整数4桁 +. +小数点以下23桁
7	診断時患者都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード1～47、77:外国、99:不明
8	診断時患者住所保健所コード	文字列型	2	※1
9	診断時患者住所医療圏コード	文字列型	2	※1
10	診断時患者住所市区町村コード	文字列型	5	全国地方公共団体コード
11	診断時患者住所	文字列型	200	都道府県－郡市区町村－町・字・丁目までの表記
12	側性	文字列型	1	1:右側 2:左側 3:両側 7:側性なし 9:不明
13	局在コード（ICD-0-3）	文字列型	4	ICD-0-3 局在（T）コードに準ずる
14	診断名（和名）	文字列型	128	局在コードに対応する和名
15	形態コード（ICD-0-3）	文字列型	4	ICD-0-3 形態（M）コードに準ずる
16	性状コード（ICD-0-3）	文字列型	1	ICD-0-3 形態（M）コードに準ずる
17	分化度（ICD-0-3）	文字列型	1	1:異型度Ⅰ 高分化 2:異型度Ⅱ 中分化 3:異型度Ⅲ 低分化 4:異型度Ⅳ 未分化 5:T細胞 6:B細胞 7:未分化細胞 非T・非B 8:NK細胞 9:異型度または分化度・細胞型が未決定、未記載又は適用外
18	組織診断名（和名）	文字列型	128	形態と性状コードの組み合わせに対

				応する和名
19	ICD-10 コード	文字列型	4	
20	ICD-10 (和名)	文字列型	128	ICD-10 コードに対応する和名
21	IARC-ICCC3 (小児用がん分類)	文字列型	6	小児用がん用分類※1
22	ICCC (英名)	文字列型	128	ICCC コードに対応する英名
23	診断根拠	文字列型	1	0:死亡者情報票情報のみかつ診断根拠不明 1:原発巣の組織診 2:転移巣の組織診 3:細胞診 4:部位特異的腫瘍マーカー (AFP、HCG、VMA、免疫グロブリンの高値) 5:臨床検査 6:臨床診断 9:不明
24	診断年	文字列型	4	YYYY 形式
25	診断年月日	文字列型	8	YYYYMMDD 形式
26	診断日精度	文字列型	1	0:完全な日付 1:閏年以外の 2/29 2:日のみ不明 3:月を推定 4:月・日が不明 5:年を推定 9:日付なし
27	発見経緯	文字列型	1	1:がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3:他疾患の経過観察中の偶然発見 4:剖検発見 8:その他 9:不明 ※2
28	進展度・治療前	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明 ※2
29	進展度・術後病理学的	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 660:手術なし・術前治療後 777:該当せず 499:不明 ※2
30	進展度・総合	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明 ※2
31	外科的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 ※2
32	鏡視下治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 ※2

33	内視鏡的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 ※2
34	観血的(外科的・鏡視下・内視鏡的)治療の範囲	文字列型	1	1:腫瘍遺残なし 4:腫瘍遺残あり 6:手術なし 9:不明 ※2
35	放射線療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 ※2
36	化学療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 ※2
37	内分泌療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 ※2
38	その他治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 ※2
39	初診病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 初診:届出情報の中から最も先に受診したと考えられる病院を選択
40	初診病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
41	初診病院保健所コード	文字列型	2	※1
42	初診病院医療圏コード	文字列型	2	※1
43	初診病院住所	文字列型	200	都道府県ー郡市区町村ー町字までの表記
44	診断病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 診断:届出情報の中から「がん」の診断を確定したと考えられる病院を選択
45	診断病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
46	診断病院保健所コード	文字列型	2	※1
47	診断病院医療圏コード	文字列型	2	※1
48	診断病院住所	文字列型	200	都道府県ー郡市区町村ー町字までの表記

49	観血的治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 観血的：届出情報の外科的、体腔鏡的、内視鏡的治療のいずれか又は複数がある場合、外科的、体腔鏡的、内視鏡の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択
50	観血的治療病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
51	観血的治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
52	観血的治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
53	観血的治療病院住所	文字列型	200	都道府県－郡市区町村－町字までの表記
54	放射線治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1
55	放射線治療病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
56	放射線治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
57	放射線治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
58	放射線治療病院住所	文字列型	200	都道府県－郡市区町村－町字までの表記
59	薬物治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 薬物：届出情報の化学療法、内分泌療法のいずれか又は複数がある場合、化学療法、内分泌療法の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択
60	薬物治療病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
61	薬物治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
62	薬物治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1

63	薬物治療病院住所	文字列型	200	都道府県－郡市区町村－町字までの表記
64	原死因	文字列型	4	ICD-10コード
65	原死因（和名）	文字列型	128	原死因ががんの範囲のとき、ICD-10コードに対応する和名
66	生死区分	文字列型	1	0:生存 1:死亡
67	死亡日/最終生存確認日資料源	文字列型	1	死亡日が存在する場合は"R, C, NC" 死亡日が存在しない場合は" R"
68	生存期間（日）	数値型	5	死亡年月日又は最終生存確認年月日と診断年月日から算出した 年次確定集約情報の生存期間（月）×30.5の日数
69	DCI 区分	文字列型	1	1:DCI である 2:DCI でない DCI : DC0+遡り調査で「がん」の届出
70	DC0 区分	文字列型	1	1:DC0 である 2:DC0 でない DC0 : 死亡者情報票のみで登録された「がん」
71	患者異動動向（診断年2020 年以降提供予定）	文字列型	1	入力都道府県と診断時住所の都道府県が、 1:すべて同一 2:すべて異なる 3:一つでも異なる
72	患者受療動向	文字列型	1	入力都道府県と診断時住所の都道府県が、 1:すべて一致 2:不一致を含む
73	統計対象区分	数値型	1	WHO多重がん規則に基づく 1:統計対象である 2:統計対象でない
74	生存率集計対象区分	文字列型	1	0:生存率集計対象外（統計対象区分が2 又は DC0 区分が 1） 1:生存率集計対象(性状コードが 3 で多重がん番号が最小) 2:生存率集計対象（1 を除く第一がんを問わず性状 3 のもの） 3:生存率集計対象追加候補①（第一がんの性状 0～2） 4:生存率集計対象追加候補②（第一が

				んを含まない性状 0～2)
75	集計用市区町村コード	文字列型	5	集約患者診断時住所市区町村コードを、別途定義する定義テーブルによって、任意の年に存在する市区町村コードに置き換えたコード
76	死亡年月	文字列型	6	YYYYMM形式

様式 2-1 (情報の提供(病院等への提供を除く)依頼申出文書関係)

年 月 日

大阪府知事 (知 事 名) 殿

提 供 依 頼 申 出 者
(押 印 省 略)

大阪府がん情報の提供について (申出)

標記について、がん登録等の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 111 号)

第 18 条 に 第 19 条 第 21 条第 8 項 第 21 条第 9 項	に基づき、別紙のとおり	都道府県がん情報 匿名化が行われた都道府県がん情報
	に準じ、別紙のとおり	法第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる情報 匿名化が行われた法第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる情報

の提供を申し出ます。

【申出者の主体 による分類】

- 第 18 条 都道府県知事による利用等
- 第 19 条 市町村等への提供
- 第 21 条第 8 項 がんに係る調査研究を行う者への提供 (匿名化がされていない情報)
- 第 21 条第 9 項 がんに係る調査研究を行う者への提供 (匿名化がされた情報)

【情報の種類】

都道府県がん情報
匿名化が行われた都道府県がん情報 }

平成 28 年 1 月 1 日以降の
症例に係る情報

法第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる情報 (地域がん情報)
匿名化が行われた法第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる情報 }

平成 27 年 12 月 31 日以前
の症例に係る情報

別紙：様式２－１関係

1 申出に係る情報の名称

都道府県がん情報

匿名化が行われた都道府県がん情報

法第２２条第１項第１号に掲げる情報

匿名化が行われた条第２２条第１項第１号に掲げる情報

※１ がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報及び法第２２条第１項第１号に掲げる情報の提供依頼の申出を行う場合は、生存者については、がん罹患した者の同意を得ていること（法第２１条第８項第４号）又は法附則第２条に基づく厚生労働大臣の認定を受けたことが分かる書類を添付する。

☐ 添付：当該研究に係る同意取得説明文書

☐ 添付：厚生労働大臣の認定書等

※２ がんに係る調査研究のための全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供依頼申出である場合（法第２１条第８項）、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を２以上有することを証明する書類等を添付する。

☐ 添付：実績を示す論文・報告書等

2 情報の利用目的

（１）利用目的及び必要性

研究課題名 _____

【利用目的】

【必要性】

下記のどちらに該当するかが明確になるよう、具体的に利用目的を記載すること。

- ・がん対策の企画又は実施に必要ながんに係る調査研究のため

☐ 添付：様式３、委託契約書等又は様式４－１、研究計画書等

- ・がんに係る調査研究のため

☐ 添付：研究計画書等

（２）法第２１条に規定されている目的の研究である場合について

倫理審査進捗状況 承認済 ・ その他

その他を選択した場合の理由： _____

倫理審査委員会名称 _____ 委員会

承認番号 _____

承認年月日 _____

3 提供依頼申出者及び利用者

ア 提供依頼申出者の情報

- ・ 公的機関 ※3 が提供依頼申出者の場合

機関名称：

担当部局：

所在地（郵便番号・住所）：

電話番号：

メールアドレス：

- ・ 法人その他の団体が提供依頼申出者の場合

法人・団体名称：

法人番号：

所在地（郵便番号・住所）：

代表者の職名：

代表者の氏名（ふりがな）：

電話番号：

メールアドレス：

- ・ 個人が提供依頼申出者である場合

氏名（ふりがな）：

生年月日：

郵便番号・住所：

所属機関名：

所属部署名：

職名：

電話番号：

メールアドレス：

※3 国の行政機関、都道府県、市区町村

イ 利用者の範囲（氏名、所属、職名）

☐ 添付：様式2－3

☐ 添付：調査研究の一部を委託している場合は、委託契約書又は様式4－2

氏名	所属機関	所属部署	役職名	役割
				例) 分析結果解釈助言 提供依頼申出者 統括利用責任者 分析方法助言 分析 等

※提供依頼申出者の情報を最上段に記入すること。全ての利用者分、表を追加すること。

※所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における役職名又は立場を記載すること。

4 利用する情報の範囲

(1) 診断年次

年から 年診断

(2) 地域

☐ 大阪府

☐ _____ 2次医療圏

☐ _____市・町・村

(3) がんの種類

部位

組織

例：部位：肺 (ICD-10 C33-34)

組織：扁平上皮がん (ICD-O-3 : 8051-8084)

(4) 生存確認情報

要・不要

イ 生存しているか死亡しているかの別 要・不要

ロ 生存を確認した直近の日又は死亡日 要・不要

ハ 死亡の原因 要・不要

(5) 属性的範囲（性別・年齢）

匿名化された全国がん登録情報については、原則年齢は5歳階級での提供とする。

例：性別…すべて

年齢… 歳以上 歳未満
歳以上

5 利用する登録情報及び調査研究方法

(1) 利用する登録情報

別添「登録情報一覧」のとおり。

(2) 調査研究方法（具体的に記載すること）

☐ 添付：集計表の様式案等

※4 集計表の作成を目的とする調査研究の場合

(1)で指定する登録情報等を利用して作成しようとしている集計表の様式案を添付すること。

※5 統計分析を目的とする調査研究の場合

実施を予定している統計分析手法並びに当該分析における(1)で指定する登録情報等の関係を具体的に記述すること。

6 利用期間

必要な限度の利用期間を記載すること

例：年 月 日まで

※利用期間に設定可能な限度は、原則情報の利用の提供を受けた日から5年を経過した日の属する年の12月31日までとする。利用目的からみて合理的な理由がある場合は、審議会等の意見を聴いた上で、利用期間を5年以上15年以内とすることができる。

7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

(1) 情報の利用場所

利用場所が複数ある場合は、全て記載すること。部屋の名称まで記載すること。

(2) 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(該当するものにチェック)

☐ 情報の利用場所及び保存区画は、職員及び職員に許可された外来者のみがエリアに入ることができる。

☐ 利用場所は施錠される（入退室記録：☐電子的 ☐紙媒体 ☐なし）。

☐ 作業終了後に利用場所から室員が退室する場合には、施錠を確認している。

☐ 勤務時間外の入室が可能（☐上長の許可が必要 ☐職員であれば可 ☐制限なし）
（組織的）

*以下、非匿名化情報の申請時のみ

*☐ 統括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。

（具体的に記載）

（物理的）

*以下、非匿名化情報の申請時のみ

*☐ 個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。

*☐ 利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。

*☐ 利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。

*☐ 機器類（プリンタ、コピー機、シュレッダなど）は、他の業務と共用せず、利用場所内に設置している。

*☐ 個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。

（具体的に記載）

（３）情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について

（技術的）

☐ システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。

☐ 情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。

☐ ログインパスワードを 8 桁以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。

☐ ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものの使い回しは避けている。

☐ ログインパスワードを第三者の目のつくところにメモしたり、貼付したりしていない。

☐ 外部ネットワークと接続する電子媒体（USB メモリ、CD-R など）を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。

☐ 情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威（盗難、破壊、破損）、環境上の脅威（漏水、火災、停電）からの保護にも配慮している。

(具体的に記載)

* 以下、非匿名化情報の申請時のみ

* ☐ 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線の環境である。

* ☐ 個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体認証と他の方法との組み合わせによる多要素認証としている。

* ☐ 情報を取り扱う PC 及びサーバにチェーン固定等の盗難防止策を講じている。

(具体的に記載)

(4) 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(物理的)

☐ 情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。

☐ 情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。

(施錠記録：☐あり ☐なし)

(具体的に記載)

8 調査研究成果の公表方法及び公表予定時期

複数の媒体で公表予定の場合は、公表予定時期を含めて全て記載すること。

例：学術集会にて発表予定

論文投稿予定

HP にて公表予定

9 情報等の利用後の処置

☐ 情報の移送用の CD-ROM または DVD：裁断する（物理的破壊）

☐ コンピュータ内の情報及び中間生成物：不可逆的に消去する

☐ 試行的に作成した集計表や中間分析結果等の中間生成物の印刷物：

溶解または規格を満たす室内のシュレッダにて裁断

10 その他

事務担当者及び連絡先等を記載すること。

他、必要事項があれば記載すること。

事務担当者及び連絡先

氏名（ふりがな）：

電話番号：

メールアドレス：

郵便番号・住所：

登録情報一覧

	登録情報（ヘッダ）	申出情報（必要な限度で○を記載）
1	行番号	
2	提供情報患者番号	
3	多重がん番号	
4	性別	
5	診断時年齢	
6	診断時年齢（小児用）	
7	診断時患者住所都道府県コード	
8	診断時患者住所保健所コード	
9	診断時患者住所医療圏コード	
10	診断時患者住所市区町村コード	
11	診断時患者住所	
12	側性	
13	局在コード（ICD-O-3）	
14	診断名（和名）	
15	形態コード（ICD-O-3）	
16	性状コード（ICD-O-3）	
17	分化度（ICD-O-3）	
18	組織診断名（和名）	
19	ICD-10 コード	
20	ICD-10（和名）	
21	IARC-ICCC3 コード（小児用がん分類）	
22	ICCC（英名）	
23	診断根拠	
24	診断年	
25	診断年月日	
26	診断日精度	
27	発見経緯	
28	進展度・治療前	
29	進展度・術後病理学的	
30	進展度・総合	
31	外科的治療の有無	
32	鏡視下治療の有無	
33	内視鏡的治療の有無	
34	観血的（外科的・鏡視下・内視鏡的）治療の範囲	
35	放射線療法の有無	
36	化学療法の有無	
37	内分泌療法の有無	

38	その他治療の有無	
39	初診病院コード	
40	初診病院都道府県コード	
41	初診病院保健所コード	
42	初診病院医療圏コード	
43	初診病院住所	
44	診断病院コード	
45	診断病院都道府県コード	
46	診断病院保健所コード	
47	診断病院医療圏コード	
48	診断病院住所	
49	観血的治療病院コード	
50	観血的治療病院都道府県コード	
51	観血的治療病院保健所コード	
52	観血的治療病院医療圏コード	
53	観血的治療病院住所	
54	放射線治療病院コード	
55	放射線治療病院都道府県コード	
56	放射線治療病院保健所コード	
57	放射線治療病院医療圏コード	
58	放射線治療病院住所	
59	薬物治療病院コード	
60	薬物治療病院都道府県コード	
61	薬物治療病院保健所コード	
62	薬物治療病院医療圏コード	
63	薬物治療病院住所	
64	原死因	
65	原死因（和名）	
66	生死区分	
67	死亡日/最終生存確認日資料源	
68	生存期間（日）	
69	DCI 区分	
70	DCO 区分	
71	患者異動動向	
72	患者受療動向	
73	統計対象区分	
74	生存率集計対象区分	
75	集計用市区町村コード	
76	死亡年月	

様式 2－2 （病院等の管理者からの提供依頼申出文書関係）

年 月 日

大阪府知事 （知 事 名） 殿

医療機関名：

施設長名：

（ 押 印 省 略 ）

大阪府がん情報等の提供の請求について（申出）

標記について、がん登録等の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 1 1 号）

- ・第 2 0 条に基づき、別紙のとおり、当院が届出したがんに係る都道府県がん情報（平成 2 8 年 1 月 1 日以降の症例に係る情報）
 - ・第 2 0 条に準じ、別紙のとおり、当院が届出したがんに係る法第 2 2 条第 1 項第 1 号に掲げる情報（地域がん情報）（平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日以前の症例に係る情報）
- の提供を受けたく、申し出ます。

【申出者の主体による分類】

法第 2 0 条・・・病院等への提供

【情報の種類】

- ・都道府県がん情報・・・平成 2 8 年 1 月 1 日以降の症例に係る情報
- ・法第 2 2 条第 1 項第 1 号に掲げる情報（地域がん情報）・・・平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日以前の症例に係る情報

別紙：様式２－２関係

1 情報の利用目的

がんに係る調査研究のための場合は、具体的に利用目的を記載すること。

・院内がん登録のため

・がんに係る調査研究のため

研究課題名_____

必要性_____

☐ 添付：研究計画書等

2 利用者の範囲（氏名、所属、役職名）

☐ 添付：様式２－３

☐ 添付：調査研究の一部を委託している場合は、委託契約書又は様式４－２

【院内がん登録のため】

氏名	所属機関	所属部署	役職名	役割
				例）責任者入力作業等

※提供依頼申出者の情報を最上段に記入すること。全ての利用者分、表を追加すること。

【がんに係る調査研究のため】

氏名	所属機関	所属部署	役職名	役割
				例）分析結果解釈助言 提供依頼申出者 統括利用責任者 分析方法助言 分析等

※提供依頼申出者の情報を最上段に記入すること。全ての利用者分、表を追加すること。

※所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における役職名又は立場を記載すること。

3 利用する情報の範囲

診断年次： 年から 年診断

4 調査研究方法（院内がん登録のための場合は省略可）

利用目的ががんに係る調査研究のための場合は、具体的に調査研究方法を記載すること。

☐ 添付：集計表の様式案等

※1 集計表の作成を目的とする調査研究の場合

作成しようとしている集計表の様式案を添付すること。

※2 統計分析を目的とする調査研究の場合

実施を予定している統計分析手法を具体的に記述する。

5 利用期間

必要な限度の利用期間を記載すること

例： 年 月 日まで又は提供を受けた日から5年を経過した年の
12月31日までの期間の短い方

6 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

(1) 情報の利用場所

利用場所が複数ある場合は、すべて記載すること。部屋の名称まで記載すること。

(2) 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(組織的)

☐ 統括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。

(具体的に記載)

(物理的)

☐ 個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。

☐ 利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。

☐ 利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。

☐ 機器類（プリンタ、コピー機、シュレッダなど）は、他の業務と共用せず、利用場所内に設置している。

☐ 個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。

(具体的に記載)

(3) 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について

(技術的)

☐ システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対

策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。

- ☐ 情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。
- ☐ ログインパスワードを 8 桁以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。
- ☐ ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものの使い回しは避けている。
- ☐ ログインパスワードを第三者の目のつくところにメモしたり、貼付したりしていない。
- ☐ 外部ネットワークと接続する電子媒体（USB メモリ、CD-R など）を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。
- ☐ 情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威（盗難、破壊、破損）、環境上の脅威（漏水、火災、停電）からの保護にも配慮している。
- ☐ 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線の環境である。
- ☐ 個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体計測＋ID・パスワード等の 2 要素認証としている。
- ☐ 情報を取り扱う PC 及びサーバにチェーン固定等の盗難防止策を講じている。

（具体的に記載）

（４）情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

（物理的）

- ☐ 情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。
- ☐ 情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。

（施錠記録： ☐あり ☐なし）

（具体的に記載）

7 調査研究成果の公表方法及び公表予定時期

複数の媒体で公表予定の場合は、公表予定時期を含めて全て記載すること。

例：〇〇がん学会学術集会にて発表予定

〇〇がん学会雑誌に論文投稿予定

ホームページにて公表予定

8 情報等の利用後の処置

- ☐ 情報の移送用の CD-ROM または DVD : 裁断する (物理的破壊)
- ☐ コンピュータ内の情報及び中間生成物 : 不可逆的に消去する
- ☐ 試行的に作成した集計表や中間分析結果等の中間生成物の印刷物 :
溶解または規格を満たす室内のシュレッダにて裁断

9 その他

事務担当者及び連絡先等を記載すること。

他、必要事項があれば記載すること。

事務担当者及び連絡先

氏名 (ふりがな) :

電話番号 :

メールアドレス :

郵便番号・住所 :

大阪府知事 （知 事 名） 殿

情報の提供の申出に係る誓約書

標記について、申出文書に記載された利用者及び利用目的の範囲に限り、提供を受けた情報を利用すること、および利用に際して、特に以下の事項について遵守することを誓約します。また、違反した場合には、今後のがん登録情報利用の制限を受ける可能性があり、情報漏えい等が発覚した場合には、がん登録推進法に基づく刑事的な責任及び民事的な責任に問われる可能性があることを理解しています。

1. 提供された情報については、大阪府がん登録における情報の提供等に関する利用規約（以下「本規約」という。）に同意し、自らの立場に応じて本規約における提供依頼申出者又は利用者の義務を負担すること。
2. 提供された情報については、大阪府がん登録情報の提供に関する申出文書（以下「申出文書」という。）に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
3. 提供された情報については、申出文書に記載のとおり厳重に管理し、漏えい、紛失等のないようにすること。
4. 提供された情報の複製データ、加工又は集計により作成した中間生成物及び成果物についても、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「大阪府がん登録における情報の提供等に関する事務処理要領」に従い取り扱うこと。
5. 本規約に違反した場合、本契約の解除の有無にかかわらず、本規約に従い、大阪府知事が定める措置が適用されることに合意すること。
6. 提供された情報を利用した研究成果等は、公表すること。公表を行わなかったものは中間生成物として消去すること。
7. 提供された情報については、中間生成物を含め、大阪府知事に公表前確認を行い、承認を得た後でなければ利用者以外に見せないこと。情報利用中の画面を撮影、録画、スクリーンショットの取得、利用者以外に閲覧させる等の行為は固く禁じられていること。
8. 提供された情報の利用により何らかの不利益を被ったとしても、大阪府知事の責任は一切問わないこと。
9. その他の利用に際しては、大阪府知事の指示に従うこと。
10. 提供された情報の利用にあたり、本規約に加えて大阪府知事が利用者に対し大阪府がん登録の提供に関する応諾の通知書において付加した条件を遵守すること。

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____

※ 利用者ごとに当該ページを作成すること。

※ 提供依頼申出者の代表者又は管理者及び利用者は記名すること（押印又は署名は不要）。

※ 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式 2-4 号

年 月 日

大阪府知事 (知 事 名) 殿

提 供 依 頼 申 出 者
(押 印 省 略)

申出番号 XXXX-XXXX[大阪府がん登録の提供を応諾された研究の名称を記入してください]
の申出内容について、以下の点で変更が生じたことから、別紙のとおり、変更申出を行います。

- ☐ ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合
- ☐ ②利用者を追加又は除外する場合
(ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く)
- ☐ ③成果の公表形式を変更する場合
- ☐ ④利用期間の延長を希望する場合
- ☐ ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ☐ ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
- ☐ ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合

※該当する変更点に全てチェックを入れる。

別紙 1：様式 2-4 号関係

変 更 点		変更後	変更前	変更理由
1	☐ ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 ☐ ②利用者を追加又は除外する場合 (ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く) ☐ ③成果の公表形式を変更する場合 ☐ ④利用期間の延長を希望する場合 ☐ ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合 ☐ ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 ☐ ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			

※必要に応じて行を追加する。

別紙 2：様式 2-4 号関係

申出者番号：

変更申出（1 回目）：

変更申出年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

※過去に行った変更申出がある場合は全て列記する（審議会等の審査を受けていないものを
含む）。

変 更 点		変更後	変更前	変更理由
1	☐ 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合 ☐ 申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさない極軽微な変更を行う場合 ☐ 利用期間の延長を希望する場合 ☐ 成果の公表形式を大幅に変更する場合 ☐ 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 ☐ その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合			

様式 3

年 月 日

大阪府知事 （知 事 名） 殿

提 供 依 頼 申 出 者
（ 押 印 省 略 ）

情報の利用の必要性について

年 月 日付けで提供の申出を行う情報については、下記のとおり、その利用を必要とするものですので、よろしくお取り計らい願います。

記

年 月 日

大阪府知事 （知 事 名） 殿

提 供 依 頼 申 出 者
（ 押 印 省 略 ）

調査研究等の委託に係る契約について

標記について、 年 月 日付けで提供の申出を行った情報については、調査研究を(委託者名)から委託されています。現在、委託契約手続きを進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付しますが、現時点において、契約書又は覚書に、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- 2 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- 3 関係資料の適正管理義務に関する事項
- 4 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- 5 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- 6 業務の再委託の禁止に関する事項
- 7 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- 8 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- 9 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

年 月 日

大阪府知事 （知 事 名） 殿

提 供 依 頼 申 出 者
（ 押 印 省 略 ）

調査研究等の委託に係る契約について

標記について、 年 月 日付けで提供の申出を行った情報については、一部の解析等を（受注者名）に委託することとしていますが、現在、委託契約手続きを進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付しますが、現時点において、契約書又は覚書に、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、受注者における利用者についても、誓約書を提出することを申し添えます。

記

- 1 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- 2 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- 3 関係資料の適正管理義務に関する事項
- 4 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- 5 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- 6 業務の再委託の禁止に関する事項
- 7 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- 8 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- 9 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

形式点検書

確認日： 年 月 日

確認者：

点検・審査事項	主な点検事項	チェック
(1) 情報の利用目的	・ 矛盾を証明するために、法第 18 条から第 21 条までに規定されている目的の調査研究である旨が分かる書類（研究計画書等）が添付されていること。	
	・ 第 21 条に規定されている目的の場合には、倫理審査委員会の承認状況に関する記載があること。	
	・ 第 21 条第 8 項の規定に基づく場合、実績を 2 以上有することを証明する書類（論文・報告書等）が添付されていること。	
(2) 都道府県がん情報等が提供されることについての同意	・ 法第 21 条第 8 項の規定に基づく申出の場合、同意を得ていることが分かる書類が添付されていること。	
	・ 附則第 2 条第 1 項に該当する調査研究の場合は、政令附則第 2 条第 3 項に該当する調査研究であること及び同意代替措置に関する指針に従った措置が講じられていることを判断できる書類が添付されていること。	
(3) 提供依頼申出者及び利用者	・ 利用する登録情報及び調査研究方法と照らし、具体的な役割と、それに対応する者が全て含まれていること。	
	・ 利用者全員の誓約書が添付されていること。	
(4) 利用する情報の範囲	・ 市町村等への提供及びがんに係る調査研究を行う者への提供に係る申出の場合は、診断年次、地域、がんの種類、生存確認情報の必要性の有無、属性的範囲等が、記載されていること。	
	・ 病院等への提供に係る申出の場合は、診断年次が記載されていること。	
	・ 必要な限度の情報である。	
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	・ 利用する登録情報と調査研究方法の関係が記載されていること。	
	・ 集計表の作成を目的とする調査研究の場合は、集計表の様式例案が添付されていること。	
	・ 統計分析を目的とする調査研究の場合は、実施を予定している統計分析手法並びに当該分析に利用する登録情報の関係が記載されていること。	
	・ 個人特定につながるようなデータ利用ではない。	

(6) 利用期間	・法第２７条又は第３２条及び関連する政令に定める限度内であること。	
(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法	・情報の利用場所について記載されていること。	
	・情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	
	・情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	
	・情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	
(8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期	・研究成果の公表方法が記載されていること。	
	・提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではないこと。	
(9) 情報の利用後の処置	・利用後の廃棄に関して記載されていること。	

審査報告書

確認日： 年 月 日
大阪府がん対策推進委員会 がん登録等部会

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(1) 情報の利用目的及び必要性	・法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上、国民に対するがんに係る情報の提供の充実又は科学的知見に基づくがん対策の実施に資する研究か等)		
(2) 都道府県がん情報等が提供されることについての同意	・法第 2 1 条第 8 項の規定に基づく申出の場合、同意について必要な措置がとられているか。		
(3) 提供依頼申出者及び利用者	・全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないか。 ・法第 2 1 条第 8 項に係る申出の場合、提供依頼申出者のがんに係る調査研究の実績が十分か。 ・調査研究の一部を委託する場合、その内容及び必要性が合理的か。		
(4) 利用する情報の範囲	・利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。		
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	・提供可能な情報であるか。 ・利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。 ・情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。 ・調査研究の目的が、特定の個人、特定の病院等、特定の市町村の識別を目的とするものではないこと。		
(6) 利用期間	・調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度か。		
(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法	・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。		
(8) 結果の公表方法及び公表時期	・調査研究方法と調査研究成果の公表方法が整合的であるか。 ・国民に還元される方法で、公表予定であるか。		

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(9) 情報の利用後の処置	・ 利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。		
(10) その他			

様式6－1

年 月 日

提供依頼申出者 殿

大阪府知事 （知 事 名）

申請された情報の提供について

年 月 日付けで提供依頼申出された情報について、提供することとなりましたのでお知らせします。

提供番号：

様式 6－2

年 月 日

提供依頼申出者 殿

大阪府知事 (知 事 名)

申請された情報の提供について

年 月 日付けで提供依頼申出された情報について、下記の理由により、提供しない
こととなりましたので御了承ください。

記

理由：

様式 6－3

年 月 日

病院等の管理者 殿

大阪府知事 （知 事 名）

申請された情報の提供について

年 月 日付けで提供依頼申出された情報について、提供することとなりましたのでお知らせします。

提供番号：

様式 7

年 月 日

大阪府知事 (知 事 名) 殿

利 用 者
(押印省略)

廃棄処置報告書

年 月 日付で提供が決定された情報について、当該利用期間が終了(利用が終了)したため、下記のとおり、提供を受けた情報の廃棄処置に関して報告します。

記

1 処置年月日
年 月 日

2 廃棄処置方法

※申出文書に記載した利用後の処置と異なる場合はその理由を記すこと。

様式 8

年 月 日

大阪府知事 (知 事 名) 殿

利 用 者
(押印省略)

実績報告書

年 月 日付けで提供が決定された情報について、当該利用期間が終了(利用が終了)したため、別添のとおり、提供を受けた情報の利用実績に関して報告します。

※別添として、当該調査研究に係る成果資料(論文、学会発表抄録、書籍、ウェブサイト、会議資料等)の複写を添付すること。

※インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を記載する。